

財経第 22 号
平成 21 年 4 月 6 日

財団
法人 財 務 会 計 基 準 機 構
企業会計基準委員会 御中

興 生 命 保 険 協 会
経 理 部 会
部会長 浜 田 淳 一

「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」に対する意見について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 21 年 1 月 22 日に公表されました、標記論点整理に関しまして、別紙のとおり、当会としての意見を申し上げます。今後の検討におかれまして、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

敬白

別紙

【総論】

(幅広い視点からの検討の必要性)

我が国の会計基準と IFRS とのコンバージェンスという目標の重要性は十分理解するものの、退職給付会計の改訂は多くの企業の経営に多大な影響を及ぼす可能性が高い。したがって、コンバージェンスを推進する視点からだけではなく、各国・地域によって制度が異なることを踏まえ、改訂内容が、我が国の制度及び商慣行、並びに企業の実態を適切に反映するものとなっているか、慎重な検討が不可欠であると考ええる。

改訂の内容によっては、例えば確定給付型年金制度の消滅など、我が国の制度そのものが重大な影響を受ける可能性があり、慎重な検討のために財務諸表の利用者や作成者等の幅広い視点を踏まえることが必要であるとともに、IASB での見直しの議論については、これまでと同様に積極的な意見発信をお願いしたい。

(IFRS の適用との関係)

本年 2 月に「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」が公表されており、我が国における IFRS の適用に関する議論が開始されている。現時点では中間報告との位置づけであるが、今回の論点整理で議論する内容が、IFRS の適用を前提とした場合に、その対象外となる財務諸表（中間報告では、非上場の連結財務諸表及び個別財務諸表が想定される。）について引き続き適用される会計基準を想定したものかどうかを明確にし、会計基準の変更の影響度合を検討することが、今後の議論を効率的に進めることに繋がると考える。

【論点 1】退職給付債務及び勤務費用の会計処理

【論点 1-1】予測単位積増方式による測定方法等の見直し

本件に関しては、論点整理第 16 項に記載されているとおり、国際的な議論と歩調を合わせて検討することが効率的であると考ええる。したがって、仮に、国際的な議論において、公正価値評価など、新たな測定手法が導入される場合には、我が国の企業が国際的な比較の中で不利な取り扱いを受けることがないよう、我が国の制度への適用について、改めて検討することが考えられる。

【論点 1-2】退職給付債務及び勤務費用の測定方法

(期間帰属の方法について)

論点整理第 29 項において、「近年、長期勤続者を相対的に優遇する制度が減少し、職能や成果を重視する制度が増加したことにより、期間定額基準を原則的な方法として採用した時とは、状況が変化しているのではないか」と指摘されているが、仮に我が国における制度の評価として普及している期間定額基準ではなく、給付算定式による期間帰属を検討する場合には、現存するいずれの制度においても当該期間帰属が適合的であるかを慎重に見極める必要があると考える。

また、給付算定式と定額法を組み合わせる場合に、給付算定式から「著しく高水準の給付を生じさせる期間」を特定することは通常困難であり、実務的な視点からも期間定額基準の有用性は高いと考えている。

(予定昇給率について)

我が国の制度においては、退職給付金額算定用の給与にベースアップを反映しないものがほとんどである（ポイント制退職金制度が代表的）。近年は物価上昇率の低下もあり、ベースアップの確実性が低くなっているという現状認識があり得ることも踏まえ、予定昇給率の算定にベースアップを反映することの妥当性を慎重に判断していただきたい。

（割引率の設定方法について）

割引率の設定方法については、退職給付債務の測定結果への影響が大きいため、我が国の企業が国際的な比較の中で不利な取扱いを受けることがないように慎重に検討する必要がある。また、実務的な負担を踏まえると、単一の加重平均割引率を引き続き用いることができる方向での検討をお願いしたい。

なお、国際的な会計基準においても、実務上の負担を考慮して「制度ごとに給付の支払いの見積時期及びその金額等を考慮した単一（又は複数）の加重平均割引率を用いることができる」とされている一方で、論点整理第 27 項では「国際的な会計基準の取扱いと比べた場合、割引率の設定にあたって給付ごとの支払いの見積時期や給付金額を考慮していない点で相違がある」とされているが、欧米企業の実際の取扱いについて幅広く調査を行った上で、その是非を検討すべきではないかと考える。

例えば、我が国では大多数の企業の割引率が 2% 台に収斂している実態があるが、欧米でも同様に均一化の傾向が見られるのかどうか、また、昨今の大幅な金利低下局面においても、会計基準を厳格に適用し、割引率を低下させているのかどうか、といった点について、ディスクロージャー資料や欧米の監査法人等を通じて確認することは、伺い知ることが難しいプリンシプルベースの実態を理解する上でも有用であると考ええる。

【論点 1-3】小規模企業等における簡便法の容認

簡便法は、従業員数が比較的少ない小規模企業等においては数理計算に基づいた合理的な見積りを行うことが困難である場合や退職給付債務の重要性が乏しい場合が考えられるために導入されたものと認識している。

仮に、簡便法が廃止され、小規模企業等において数理計算に基づいた退職給付債務を算出した場合、実務負担とコスト負担が増大するにも拘らず、結果として算出された退職給付債務が必ずしも合理的なものとはならないといった弊害も想定される。また、簡便法が廃止され、重要性の原則が適用されとした場合には、別途、重要性が乏しいために数理計算に基づく退職給付債務の算定が求められない場合を特定するための指針についての検討が必要となると考える。

以上の観点から、簡便法については、存置する方向での検討をお願いしたい。

【論点 2】年金資産及び期待運用収益の会計処理

【論点 2-1】期待運用収益の取扱い

我が国の会計基準では、期待運用収益率について、各年度における期首の年金資産額について合理的に期待される収益額の当該年金資産額に対する比率とされているのみであり、算出方法についての具体的なガイダンスはない。したがって、日本年金数理人会が公表している「退職給付会計に係る実務基準」第 2 節 2.3 に記載されているような、合理的な根拠に基づく市場や経済環境の予測等を基礎にした長期的な利率を用いることができるように、会計基準においても明示すべきであると考ええる。これにより、長期的な視点により実現したと判断できる年金資産からの収益が純利益に計上されることとなる。

なお、具体的な規定としては、客観性の確保等の観点から、過去の各資産別の平均収益率に基づいて期待運用収益率を設定する方法など、米国会計基準の SFAS 第 87 号における規定に類似した基準を導入することが考えられる。

【論点 2-2】退職給付信託の取扱い

【論点 4-1】で述べるとおり、数理計算上の差異については、損益計算書上で遅延認識する手法を存置することの検討が必要と考える。仮に遅延認識が廃止され数理計算上の差異が財務諸表に即時認識されることになった場合には、事業主による入替えや処分に制約がある信託設定資産についても、その時価の変動が毎期の財務諸表へ直接反映されることとなる。この場合、「売買・換金を行うことが事業の遂行上から制約されるような株式を活用」という退職給付信託の政策的とも言われる当初の目的を超えた影響が生じるものと考えられるため、「年金資産として会計上認められるべき退職給付信託の範囲」については慎重な検討が必要と考える。

さらに、数理計算上の差異が財務諸表に即時認識されることについては、信託設定時点では事業主が想定し得ない会計基準の変更である。したがって、会計基準変更時には、退職給付会計に関する実務指針第 55 項（退職給付信託の資産の入替え）に記載する「入替えが必要と認められる特別の事由が存在するに到った場合」に該当すると考えるが、当該論点の検討の際に合わせてご検討いただきたい。

また、論点とされている「年金資産として会計上認められるべき退職給付信託の範囲」について、仮にその範囲を限定する会計基準の変更が行われた場合、既に信託として拠出済みの年金資産についてまで当該変更の影響が及ぶことになると、制度全体に大きな影響を及ぼすことになるため、その取扱いについては十分にご検討をお願いしたい。

【論点 3】貸借対照表で計上する退職給付に係る負債

【論点 3-1】年金資産と退職給付債務の総額表示

我が国の制度において、年金資産は退職給付債務の履行にのみ使用されることが担保されており、企業は年金資産を自身の事業等に使用することはできず、基本的に企業に支配権はない。したがって、財務諸表の利用者の混乱を避けるためにも、総額表示ではなく、純額表示を維持することが適当と考える。

仮に総額表示となる場合には、利用者の混乱を避けるため、財務諸表において独立した区分を設定して表示する等の対応が必要になると考えるが、国際的な議論と歩調を合わせて検討することとして、現時点では見直しの対象としないという議論の方向性に賛同する。

【論点 3-2】制度の積立状況の貸借対照表での計上

制度の積立状況の貸借対照表における計上については、国際的な議論と歩調を合わせて検討することが適当と考える。仮に貸借対照表に計上する場合でも、損益計算書においては、現在行われている平均残存勤務期間内の一定の年数で費用処理する方法等と、連続性のある手法をご検討いただきたい。

したがって、（仮に貸借対照表に計上する場合でも）会計基準の変更時に一時に損益計算書において費用処理することを求めるのではなく、純資産の部に直入するか、包括利益が導入された場合には、その他包括利益累積額において一旦認識し、その後損益計算書に計上する（リサイクル）方法などが考えられる。

【論点 4】数理計算上の差異と過去勤務債務の会計処理

【論点 4-1】数理計算上の差異の会計処理

（我が国における純利益との関係）

ASBJ の討議資料「財務会計の概念フレームワーク」の第 3 章 第 9 項において、「純利益と

は、特定期間の期末までに生じた純資産の変動額（中略）のうち、その期間中にリスクから解放された投資の成果であって、報告主体の所有者に帰属する部分をいう。」とされている。

この純利益の考え方に照らせば、年金支払時等の損益が実現するタイミングで数理計算上の差異を純利益として計上すべきであるが、例えば各従業員の給付債務に対応する年金資産を特定すること等は実務的に困難である。このため、現在の会計基準においては、遅延認識と呼ばれる近似的な手法を用いていると理解している。したがって、純利益の性質を維持するためには、数理計算上の差異を、損益計算書上、遅延認識するこのような近似的手法を存置することが適当と考える。

なお、期待収益率についても、期間中にリスクから解放された投資の成果を示すという純利益の性質を踏まえれば、利息費用とともに損益計算書で認識し、それ以外の年金資産の変動に基づいて数理計算上の差異を算定することが適当と考える。

（IASB における純利益との関係）

IASB においても「財務諸表の表示の予備的見解」（2008 年 10 月）において、純利益が業績手法として有益であると認識されていることを理解していることが示されているが（第 3.34 項）、その有益とされた純利益は、数理計算上の差異の遅延認識も含めて、現在の会計基準において算出された純利益であることに留意が必要である。

IASB の「IAS 第 19 号『従業員給付』の改訂に係る予備的見解」においては、リサイクルを行わずに純利益へ計上することが議論されているが、現在の会計基準において算出されている純利益の性質を維持するためには、リサイクルの枠組みは必須であると考えている。すなわち、IFRS の文脈においても、数理計算上の差異については、発生時に純利益の外（その他包括利益）で認識し、リサイクルの仕組みを通じて遅延認識することが適当と考える。

なお、仮に、退職給付会計に係る現状のリサイクルの仕組みについて、恣意性や合理性が疑われるということであれば、これを解消する仕組みについて議論する用意がある。

【論点 4-2】重要性基準と回廊アプローチ

貸借対照表上での評価に関し、退職給付債務の測定における重要性基準の存廃を検討する場合には、我が国における退職給付会計の重要性基準の運用と、国際的な会計の一般実務における重要性基準の運用についての相違を慎重に分析する必要があると考える。一般的に、欧米においては、退職給付債務の測定における重要性基準が明示的に存在しないにも拘らず、会計の一般実務における重要性基準の文脈で、我が国の（退職給付債務の測定における）重要性基準に類似する運用がなされている可能性もあると認識している。

仮に、国際的な重要性基準の運用についての分析の結果、我が国における重要性基準を廃止する場合でも、国際的な会計基準において、数理計算上の差異が損益計算書上で遅延認識され、回廊アプローチが存置されている限りにおいては、我が国の企業が国際的な比較の中で不利な取り扱いを受けることがないよう慎重に検討する必要があると考える。

【論点 4-3】過去勤務債務の会計処理

純利益の性質を維持するためには、数理計算上の差異と同様に損益計算書上で遅延認識すべきであると考え。（〔論点 4-1〕への意見参照）

【論点 5】損益計算書における退職給付費用に係る表示

数理計算上の差異等については遅延認識が必要と考えており、そのうえで、現在、注記において適切な開示が行われていることを踏まえれば、損益計算書では退職給付費用を単一科目として表示することで十分ではないかと考える。

仮に数理計算上の差異等について遅延認識しない場合には、当該費用について、別途の科目として表示すべきである。

【論点 6】退職給付（給付建制度）に係る開示

年金資産の運用状況等について、より広範な開示が行われることは、財務諸表の利用者にとって有益な情報提供になるものと考えられるため、その方向性については基本的に賛同する。ただし、欧米での先行事例等を参考にして、財務諸表の作成者にとって過大なコスト負担とならないように開示項目の検討が必要と考える。

【論点 7】清算と縮小の会計処理と表示

縮小については我が国にない概念であるため、今後のコンバージェンスを進める中でこの論点を取り上げるのであれば、特に[論点 1-2]で示された退職給付見込額の期間帰属の方法の論点と併せて検討するという議論の方向性に賛同する。

【論点 8】キャッシュ・バランス・プランの会計処理と表示

我が国のキャッシュ・バランス・プランについては、論点整理第 134 項に記載のとおり、法令上、株価指数等に連動する制度は認められていないため、IASB の DP で指摘されているような問題は現時点では存在しないと考える。

また、論点整理第 136 項に記載されている問題は、キャッシュ・バランス・プランだけでなく、ポイント制の制度等でも生じうるため、キャッシュ・バランス・プラン単独の問題として捉えるのではなく、[論点 1]で示された退職給付債務の測定の問題として、包括的に議論することが適当と考える。

以 上